

国による生活保護費の引き下げで基準引き下げが起こらないように

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名	国による生活保護費の引き下げに対して、就学援助や地方税の非課税基準、国民健康保険の保険料・一部負担金の減免など、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。
0 愛知県	国による生活保護基準の改定に伴い、生活保護費と連動する諸施策の基準に影響が及ばないように配慮することについて、国からの指導に基づき、県関係部局及び市町村に対し指導しております。
1 名古屋市	国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げについては、国の通知によりできる限りその影響が及ばないように対応することを基本としており、地方自治体の事業についても配慮するようとの内容であるため、関係部署に周知しております。
2 豊橋市	関係各課への情報提供及び連携に努めています。
3 岡崎市	生活保護法に基づき適正に実施します。
4 一宮市	現在では、生活保護費と連動する施策はありません。
5 瀬戸市	制度ごとに判断していくものです。
6 半田市	生活扶助基準の見直しに伴い、影響が生じる他制度について、それぞれの制度主旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り影響が及ばないように対応することを基本的な考え方とする旨の方針が国から示されており、関係する所管課においては、この主旨を周知するとともに、今後も国の動向等を注視して参りたいと考えております。
7 春日井市	生活保護基準引き下げにより影響を受ける各種制度に対し、国は就学援助、保育料減免、児童養護施設等の運営費等については、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本的考え方とし、地方単独事業については、その趣旨を理解したうえで各自治体において判断するよう依頼するという考え方を示しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・就学援助については、国の対応方針を踏まえ、平成27年度においても前年度に引き続き生活保護基準引き下げ以前の基準を適用することとしています。 ・介護保険料については、生活保護費の引き下げに伴い保険料額が変更することはありません。 ・小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業については、引き下げによる影響が生じないよう、制度の見直しを実施しました。 ・個人市民税の非課税の範囲となる所得金額については、地方税法施行令第47条の3で定める基準に従うこととされています。この定めでは、生活保護法の規定により厚生労働大臣が定める保護の基準における地域の級地区分ごとに、同法の生活扶助、教育扶助及び住宅扶助に要した費用として算定される金額を勘案して総務省令で定める率で、当該市町村が該当した級地区分に係るものを乗じて得た金額を参酌して定めるものとされています。そのため、生活保護費の引き下げにより総務省令で定める率が下がった場合、個人市民税の均等割の非課税の基準となる合計所得金額も引き下がることとなります。個人市民税の非課税の範囲となる所得金額の引き下げについては、総務省令で定める率の引き下げ(現時点では未定)を受けた後、近隣市町村及び同規模市の状況などを注視し対応していきます。
8 豊川市	国の保護費引き下げで影響が出る諸施策としては、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応してまいります。
9 津島市	生活保護費については、国は他の制度にできる限り影響が及ばないように対応することを基本的な考え方としています。他の施策において影響が及ばないよう、各自治体の関係するところにおいて個別に適切に判断・対応するよう国は通知しています。

10	碧南市	国は他の制度に生じる影響をできる限り及ばないようにすることを対応方針としており、生活扶助基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的な考え方としています。また、地方単独事業につきましては、国の取り組みの主旨を理解した上で、各自治体の判断が求められていることから、本市においても、市民の福祉と暮らしを守ることを念頭に置き、個々の利用者ができる限り不利にならないよう努めてまいります。
11	刈谷市	各施策を実施する各機関、担当において、サービスの低下を招かないよう検討します。
12	豊田市	なし
13	安城市	各係各課へは情報提供し、不利益が生じないよう配慮しています。
14	西尾市	生活保護基準の見直しに伴う他制度への影響については、各課に「生活扶助基準の見直しに伴い、他制度に生じる影響について(通知)」(厚生労働事務次官)によりその対応を関係各課へ周知しました。
15	蒲郡市	貴重な意見として、お聞きいたしました。
16	犬山市	現在、基準の改定を行う予定はありません。
17	常滑市	生活扶助基準の見直しに伴い、他制度に生じる影響については、国は、できる限りその影響が及ばないよう取扱いの変更、経過措置の設定により対応することとしております。本市において平成27年度の影響は無いと把握しております。
18	江南市	国の対応方針に準じて、他の所施策へできる限り影響が及ばないよう、その主旨や目的、実態を十分に考慮しながら、適切に対応してまいります。
19	小牧市	対象者、金額の設定に生活保護基準を参照している制度については、担当部署に周知し、判断するようにしております。
20	稲沢市	国ではそれぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的な考え方とする旨の対応方針を全閣僚で確認されているところであり、生活保護費と連動する諸施策担当課と連絡を密にして対処してまいります。
21	新城市	全国的な課題と思われまますので、全国市長会を通して、地方共通の意見として集約し、県及び国に要望していくことが望ましいと考えます。
22	東海市	生活保護基準を参照している国の制度は影響が及ばないよう対応されておりまして、市といたしましても国の対応に合わせ対応してまいります。
23	大府市	今後も国の実施要領に従い、適切に事務を行ってまいります。
24	知多市	生活保護費と連動する諸施策については、国の通知等により、各担当部署で対応しております。
25	知立市	被保護者に対して、最低生活費を圧迫するような施策については、他機関とも協議し調整してまいります。
26	尾張旭市	生活保護費と連動する諸施策の基準については、所管する部署と情報共有を図っております。
27	高浜市	国においてはそれぞれの制度の趣旨や目的、実態等を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的な考え方としており、地方自治体においても、その主旨を理解したうえで配慮について依頼がなされています。このため、本市においても、直ちに影響が出ることがないよう対応しています。
28	岩倉市	国の施策に連動することもあります。市の裁量による独自の施策においては、影響が出ないよう十分考慮してまいります。
29	豊明市	生活保護と連動している諸施策についても、適切な措置を講じてまいります。
30	日進市	生活保護費と連動する諸施策について、担当部署と連絡および情報提供を行ってまいります。
31	田原市	現時点では本市における影響はないものと判断しています。
32	愛西市	愛知県の指導のもと、適正な生活保護の実施に努めます。
33	清須市	国・県の指導に基づき適正な対応をしています。
34	北名古屋	諸施策の基準の引き下げについては、その施策を担当する部署の考えである。
35	弥富市	各課において減額基準を見直しました。
36	みよし市	なし

37	あま市	生活保護費の引き下げに伴う影響が生じないよう規則において規定を設けております。国等の動向を見守っていきたいと考えています。
38	長久手市	就学援助については、生活保護の基準額は参考にはしますが、認定の基準にはしていませんので、基準の引き下げは起こりません。国民への負担は増大しますが、地方税の税収は自治体の貴重な財源であるため、現状で具体的な措置を講じる予定はありません。保険税については、変動ありません。一部負担金減免については、現行の要綱の中で対応しています。
39	東郷町	福祉課の事例としては、そのように連動して実施する事例がありません。
40	豊山町	関係法令の範囲内で実施しています。
41	大口町	生活扶助基準の見直しに伴う他制度への影響については、国においてはできる限りその影響が及ばないような取り組みがなされ、地方に対してもその趣旨を理解した上で判断するよう依頼があったため、できる範囲で他制度への影響が及ばないような対応を協議していきます。
42	扶桑町	法に従い、適切な事務及び措置を講じております。
43	大治町	地域の実情にあった行政サービスの充実に努める必要があると考えております。
44	蟹江町	県の指導の下、適切に事務を進めています。
45	飛島村	海部福祉相談センターと連携を図り行う。
46	阿久比町	国・県の基準に基づいて行っています。
47	東浦町	生活保護費と連動する施策については、関係各課に情報提供しています。
48	南知多町	予定はありません。
49	美浜町	現時点では考えていません。
50	武豊町	今後の国の動向を注視するとともに、関係法令等に基づいて適切に対応してまいります。
51	幸田町	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターが対応しています。
52	設楽町	県担当部局と連携を取りながら事務を進めます。関連する研修には担当者が積極的に参加するように努めます。文書通知については、対象者が理解しやすい文面などを考慮しながら努力します。
53	東栄町	担当課と調整し、できるかぎり影響が無いように対応します。
54	豊根村	愛知県の福祉事務所の管轄ですが、連携を図りながら事務を進めます。